

### 事例 31、「粗品をもらえるので通っていたら、2か月で500万円！」

【事例】友人に誘われ、商品の宣伝を聞いていれば無料で粗品がもらえる会場に通っていた。販売員の話がとても面白いので何度も通ううちに、羽毛布団や磁気治療器・下着などを契約してしまった。自分だけ別室に呼ばれて勧誘され断りきれずに契約したこともある。いつも頭金しか支払わないので、たくさん契約した意識はなかった。ところが「場所を移動するので残額を支払って」と言われ、総額は500万円以上だった。生命保険を解約して支払ったが、必要ないものばかり。商品を返すので、返金してほしい。(80歳、女性)

【対処法】①「無料の粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」という理由で会場に通い続けて、つい高額な商品を契約してしまった、というSF商法の相談が多数入ります。② 長期間通うと、販売員と親しい関係が生まれて断りにくい心理状態となります。販売員が優しいのは、あなたの財布の中身に関心があるからです。販売手口に引っかからないようにしましょう。③ 家族や周囲の人も高齢者の様子を見守りましょう。いそいそ頻繁に出かけていく・自宅に不要と思われる商品が置きっ放しなど、不審な様子があれば声をかけるなど、気配りしてあげましょう。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。秘密は守られます。